

## 【新】中規模開発事業 対象規模

○開発事業条例の適用を受ける開発事業で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①開発事業に係る土地の面積が2,000㎡以上5,000㎡（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は、500㎡以上2,000㎡）未満の開発事業
- ②都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（保全対象緑地を含む場合を除く。）における開発事業に係る土地の面積が300㎡以上2,000㎡未満であって、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業
- ③開発事業に係る土地の面積が5,000㎡（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合であっては2,000㎡）以上の開発事業であって、次のいずれにも該当するもの
  - (ア)従前と同一敷地で行われる増築等であること
  - (イ)従前の土地利用目的と変更がない増築等であること
  - (ウ)土地利用目的が住居系以外であること